

障害保健福祉主管課長会議資料

平成15年3月5日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課

目 次

I	説明・指示事項	頁
1	支援費制度施行準備等について	1
	(1) 支援費制度施行準備について	
	(2) 障害者（児）に対する相談支援体制について	
	(3) 支援費制度施行事務円滑化等支援経費(仮称)の創設について	
2	訪問介護（ホームヘルプサービス）事業について	5
	(1) サービス提供体制の確保及び充実について	
	(2) 移動介護業務について	
	(3) 障害児ホームヘルプサービス事業の運用について	
	(4) 知的障害者ホームヘルプサービスの事業者の確保について	
	(5) ホームヘルパー養成研修事業等について	
	(6) 障害者ホームヘルプサービスに関する国庫補助金の取扱いについて	
3	身体障害者の地域生活の支援について	9
	(1) 日帰り介護（デイサービス）事業について	
	(2) 訪問入浴サービス事業について	
	(3) 短期入所(ショートステイ)事業について	
4	知的障害者の地域生活の支援について	10
	(1) 知的障害者地域生活援助（グループホーム）事業について	
	(2) 在宅知的障害者日帰り介護（デイサービス）事業について	
	(3) 知的障害者の成年後見制度等の利用支援について	
	(4) 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）について	
	(5) 自閉症・発達障害支援センター運営事業について	
	(6) 知的障害者に対するサービス内容の周知について	
5	障害者施設における地域生活移行への対応	12
6	市町村への円滑な事務委譲について	12
7	障害児の療育支援等について	13
	(1) 障害児通園（デイサービス）事業について	
	(2) 短期入所（ショートステイ）事業について	
	(3) 重症心身障害児（者）通園事業について	
	(4) 難聴幼児通園施設の運営について	
	(5) 知的障害児自活訓練事業の創設について	

8	福祉施策と雇用施策の一体的推進について	16
	(1) 福祉と雇用の連携施策について	
	(2) 授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について	
9	小規模作業所から小規模通所授産施設への移行促進について	16
10	障害者施設の整備等について	17
	(1) 障害者施設の整備について	
	(2) 平成 15 年度施設整備の新規事項について	
	(3) 障害者施設の財産処分の簡素化について	
	(4) 知的障害者更生施設の敷地面積の要件について	
11	障害者福祉施設等におけるサービスの向上及び不祥事の発生防止等について	19
	(1) 人権侵害等の防止について	
	(2) 不正・不明瞭な経理処理の防止について	
	(3) 施設整備に係る不正の防止について	
	(4) 苦情解決の取組について	
12	特殊法人心身障害者福祉協会（国立コロニー）の独立行政法人化について	21
II 資料		
1	平成 15 年度障害福祉課予算（案）の概要	24
2	平成 15 年度身体障害者保護費の補助基準額（案）	29
3	平成 15 年度障害児施設等の補助単価（案）	30
4	平成 15 年度在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金の補助基準額（案）	32
5	平成 13 年 10 月 1 日社会福祉施設等調査の概要	34
6	心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画（平成 15 年度）	41

I 説明・指示事項

1 支援費制度施行準備等について

(1) 支援費制度施行準備について

平成15年度より施行される支援費制度については、これまで各自治体において準備にご尽力いただいているところであるが、利用者が自らサービスを選択して利用するという趣旨を十分に生かすためには、選ぶに足りる事業者を確保することが重要である。

しかしながら、各都道府県等の事業者指定の状況をみると、いまだ十分に事業者を確保できていない状況が見受けられる。については、各事業所に対し、支援費制度の事業者として指定を受けていくよう積極的に働きかけを行っていただきたい。

また、居宅生活支援を利用しようとする者については、今年度中に支給決定を行う必要があることから、各市町村においては、利用希望者に対する制度の周知、申請勧奨等について積極的に行うことが求められる。その際、これまで在宅サービスを受けていた者のみならず、新たに在宅サービスの利用を希望する者にも、情報が十分行き渡るよう、市町村の広報誌等による広報のみならず、身体障害者相談員等の活用を図るなど、様々な手段により本制度の周知を図るとともに、利用申請についての働きかけを積極的に行うよう、管内市町村に対し助言等を行っていただきたい。

なお、国としては、利用者向けのリーフレットの作成及び広報のためのポスターを作成し、各都道府県等を通じて配布したところであり、積極的な活用を図られたい。

現在、措置により施設に入所している者(いわゆるみなし入所者)については、経過措置として平成15年度中に支給決定をすればよいこととされているが、この取扱いについては、昨年11月27日付けの障害保健福祉部長通知でお示ししたとおり、各施設の安定的な運営を確保することにより、支援費制度への円滑な移行を図る観点から、計画的な支給決定事務を行うよう、各市町村に対し助言等をお願いしたい。

また、厚生労働大臣が定める支援費の基準及び利用者負担の基準に関する告示を2月21日付けで官報に掲載したところであり、管内市町村において準備に遺漏なきよう助言等をお願いしたい。

その他、居宅介護従業者の要件を定める告示等の発出を予定しているので、その周知等についてもよろしくお願いしたい。

(2) 障害者（児）に対する相談支援体制について

ア 今後の相談支援体制について

平成15年度以降の障害者（児）に対する相談支援については、支援費制度の下、支給決定事務等中心的な役割を担う身近な市町村において、支援費対象サービスの利用援助をはじめとして、一般的な相談支援機能の役割を担うことになる。市町村は、これまで、身体障害者についてこうした機能を担ってきたところであるが、今後は、新たに知的障害者及び障害児も対象として、一般的な相談支援の役割を担うことになる。したがって、サービスの利用援助等一般的な相談支援については、障害の種別に係わらず、身近な市町村において、総合的に相談支援機能を担っていくことが期待されている。

一方、都道府県においては、市町村の相談支援をバックアップし、より専門的な相談支援に対応するとともに、広域自治体として、市町村域を超えた地域全体の相談支援体制の調整等に当たっていただくことになる。

市町村、都道府県のこのような役割は、支援費制度の施行に伴い、どこの地域においても整備されるべき一般的な機能であり、市町村、都道府県が担うべき本来的な機能といえる。また、相談支援事業は、地域の社会資源の状況等に応じて、地域の主体性を活かして、弾力的に運営していくべきものである。

こうしたことから、実施主体が特定され、画一的な運営になりがちな補助事業よりは、地方交付税による対応が適当であることから、従来、国庫補助事業として行ってきた「市町村障害者生活支援事業」及び「障害児（者）地域療育等支援事業」の2事業について一般財源化を行ったものである。

また、これら2事業の一般財源化に当たっては、地方特例交付金及び地方交付税により従来の国庫支出金の半額ずつが措置される他、基準財政需要額に算入されることとなっている。

したがって、これまで国庫補助事業として行われてきたこれら事業の意義、必要性を国として否定した訳ではなく、むしろ全ての市町村及び都道府県で取り組んでいただくべき重要な事業との位置づけを行ったものであり、財源措置もされていることから、これまで実施していた市町村、都道府県においては、当然ながら引き続き実施していただくべきものである。

なお、15年度以降の都道府県、市町村における、これら2事業に係る取り組みについて報告していただくことを予定しており、その様式は別途お示ししたいと考えている。

イ 障害者（児）に対する相談支援体制を推進していく上での留意点

知的障害者や障害児に対する相談支援については、支援費制度の支給決定等の事務を市町村で行うことになることに伴い、一般的なものに関し、新たに市町村が対応することになるが、知的障害者や障害児に関する相談支援には専門的な要素が強いことから、都道府県の支援が重要となる。したがって、都道府県から市町村に対する助言、指導・財政支援等積極的な支援をお願いするとともに、市町村、都道府県の連携の下で、地域の体制整備を進めていただきたい。

地域における実効性のある相談支援を進めていくためには、関係施設等の専門性を活用していくことが有効である。例えば、身体障害者を対象とする市町村障害者生活支援事業については、現在でも、市町村社会福祉協議会に事業委託をすることで事業を実施している例もあり、今後とも、地域の社会福祉協議会などとの連携により事業を進めていくことも、現実的な選択肢である。

一方、知的障害者や障害児に対する相談支援は、市町村におけるはじめての業務となるが、これまでと同様、都道府県の支援の下で、地域の社会資源として高い専門性をもって、地域生活支援に積極的に取り組んでいる知的障害者施設等の機能を活用することにより実施していくことが、現実的な対応として考えられる。

ウ 身体障害者相談員及び知的障害者相談員について

相談員については、従来から障害者等の身近な相談者として、地域で重要な役割を果たしているところである。本年4月から施行される支援費制度においては、利用契約に関する相談等地域の障害者に対する相談支援活動の充実がより一層求められている。

このため、管内における相談員を確保していくとともに、従来から関係団体等において実施している研修会等の積極的活用や更生相談所による研修等により、相談員の資質の向上を図られるよう配慮願いたい。

エ 「障害者地域生活推進特別モデル事業」の活用について

イで述べたように、今後の障害者（児）の相談支援体制については、市町村、都道府県がそれぞれの立場で対応することになるが、特に地方公共団体における相談支援の円滑な推進を図るため、都道府県の関与の下で、市町村における総合的な相談支援体制や都道府県の市町村に対するバックアップ体制の構築を促進することとして新たに「障害者地域生活推進特別モデル事業」を創設したところである。本事業の内容は（別添）のとおりであるが、詳細については現在検討中であり、今後お知らせする予定である。国としても、引き続き地域における障害者の相談支援体制の整備を支援していくこととしている。

本事業が有効に機能するため、事業を実施するモデル市町村の指定にあたっては、国に十分相談されたい。なお、本事業は補助対象期間を2年間とする、いわば呼び水の事業であるので、本事業終了後は、市町村、都道府県がそれぞれの役割分担の下で、連携して地域の総合的な相談支援体制の円滑な運営にあたられたい。

(別添)

障害者地域生活推進特別モデル事業

1 事業の目的

施設に入所している障害者の地域移行及び在宅の障害者の地域生活支援を積極的に促進し、支援費制度を円滑に施行するため、都道府県（指定都市）が特定の障害福祉圏域内の市町村を指定し（指定市町村）、都道府県の調整のもとに指定市町村は当該圏域の関係市町村及び施設等と連携して、障害者の地域生活のため支援費対象のサービス利用等のための相談、利用援助及び住居、活動の場の確保についての支援等を総合的に行うとともに、障害者が地域で生活しやすい環境づくりを推進する。

2 事業の内容

指定市町村（指定都市）は、次の業務を行うための地域生活推進員（仮称）を設置する。

- ① 特定圏域内の関係市町村及び関係施設と連携して、入所者であって地域生活を希望する者及び地域生活の継続を希望する者（地域生活希望者）に対して、地

域生活に向けた相談援助を行うこと。

- ② 地域生活希望者に対して地域での居住の場、活動の場の確保のための関係機関等との連絡調整を行うこと。
- ③ 地域生活希望者が地域での生活を可能とするための支援費対象サービス等の利用についての助言及び援助を行うこと。
- ④ 施設を退所し、地域生活を始めた障害者を定期的に訪問し、生活上の諸課題についての相談に応ずること。
- ⑤ 支援費制度におけるサービスの利用等に関する苦情の受付・相談及び関係機関との連絡調整。
- ⑥ その他1の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

3 事業の実施主体

特定圏域内の指定市町村とする。ただし、適当と認める社会福祉法人等に委託することができる。

- 4 事業費 577,500千円
77市町村 × 15,000千円 × 1/2 = 577,500千円
県指定市町村 65 (47県×1 + 30中核市×60%)
指定都市 12
(1市町村2か年事業)

(3) 支援費制度施行事務円滑化等支援経費(仮称)の創設について

本事業は、都道府県や市町村が行う支援費制度に関する事務の円滑化等を図ることを目的とする事業であり、支援費制度の円滑な施行に支障をきたすことがないように、速やかに実施要綱をお示しし、協議書等の提出を依頼することとしている。

支援費制度施行事務円滑化等支援事業(仮称)実施要綱(案)

1 目的

この事業は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)及び都道府県、指定都市、中核市(以下「都道府県等」という。)に対し支援費制度施行のために要する各種経費を補助することにより、支援費制度の円滑な施行に資することを目的とする。

2 実施主体

市町村及び都道府県等とする。

3 事業内容

(1) 支援費支給決定等円滑化支援事業

① 市町村事業(指定都市、中核市を含む。)

市町村が行う以下のような支援費制度施行のための各種事業に対して補助を行う。

ア 障害程度区分の円滑な決定のための会議開催等

イ 支給決定時における盲ろう重複者等に対するコミュニケーション支援のための通訳者の体制確保

ウ その他支援費制度施行のために必要な事業

② 都道府県等事業

都道府県等が行う以下のような支援費制度施行のための各種事業に対して補助を行う。

ア 支援費制度運用向上委員会の開催

イ 支援費支給に係るシステムの開発(中核市を除く。)

ウ その他支援費制度施行のために必要な事業

(2) 障害者地域生活推進特別モデル事業

(3 頁参照)

4 経費の補助

この実施要綱による事業に要する経費については、別に定めるところにより国庫補助を行うものとする。

補助基準額(案)	厚生労働大臣が必要と認めた額
対象経費(案)	支援費制度施行事務円滑化等支援事業に必要な報償費、旅費、賃金、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
補助金の項、目	(項)社会福祉諸費 (目)在宅福祉事業費補助金
補助率	(1) 支援費支給決定等円滑化支援事業 ・市町村事業 1 / 2 (負担割合 国 1/2、市町村 1/2) ・都道府県等事業 1 / 2 (負担割合 国 1/2、都道府県等 1/2) (2) 障害者地域生活推進特別モデル事業 1 / 2 (負担割合 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

補助基準額は、厚生労働大臣が必要と認めた額とすることを予定しているが、支援費支給決定等円滑化支援事業の市町村事業については人口規模をもとに5段階程度の傾斜配分を考えているところであり、追って正式にお示しする。

なお、都道府県等事業における支援費支給に係る事務処理システムの開発について、平成14年度に補助を受けていない都道府県等に限るものとし、情報機器の購入に係る経費は対象としないこと、及び事業者情報に係る部分については、社会福祉・医療事業団におけるWAM-NETと重複するものであることから、本事業の対象とはならないので留意願いたい。

2 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業について

(1) サービス提供体制の確保及び充実について

訪問介護員(ホームヘルパー)については、障害者プランに基づき平成14年度ま

でに計画的に増員してきたところであるが、新たにスタートする新障害者プランにおいても達成目標を定め、これに基づき基盤の整備を図ることとし、平成15年度予算(案)では4,520人分増(身体障害者、障害児・知的障害者)を計上したところである。

また、この4月からは、支援費制度が実施され、サービスの基盤整備が一層重要な課題となることから、ニーズを踏まえた事業者指定のための働きかけを含めた基盤整備の取組を強化するとともに、十分なサービス量が確保できるよう各市町村に対して指導願いたい。

なお、市町村において障害者の需要を十分踏まえた制度の運用が図られるよう、次の点について、関係市町村への助言指導の徹底をお願いする。

ア 訪問介護(ホームヘルプサービス)は、障害者の地域生活を支援する基本的なサービスとして、より一層の充実を図っていく必要があることから、プライバシーに十分配慮の上、対象者の実態把握を的確に行い、地域の障害者のニーズ等を十分反映したサービスが提供できるよう、サービス提供体制の充実を努めること。

イ 本事業について市町村から住民への広報が不十分なため、利用が低調なところもあるので、あらゆる機会を通じ、本事業の十分な周知を図ること。

(2) 移動介護業務について

移動介護を業務の中心とする場合は、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者及び全身性障害者の社会参加を促進する観点から重要な業務であるので、各都道府県・指定都市等はあらゆる機会を通じて事業所指定の努力を行うとともに、未だ基盤の整備が整っていない市町村に対し、本事業を周知することはもとより、積極的に基盤の整備を図るよう指導願いたい。

(3) 障害児ホームヘルプサービス事業の運用について

本事業について、市町村によっては、家族の同居を理由に入浴等の介護や住居の掃除等の家事援助を提供しないなど、未だサービス内容を極めて限定して実施しているところが見受けられる。平成15年度からの支援費制度においては、支給決定の際の勘案事項として「保護者の状況」を盛り込んでいるが、これは、家族の同居を理由に支援費の支給を行わないという趣旨ではなく、利用者のニーズに応じて支給決定すべきものであるので、各市町村に対し本事業の趣旨の一層の徹底及び助言を行い、本事業が適切に運用されるよう努められたい。

なお、平成15年度からの支援費制度においては、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児、全身性障害児及び知的障害児の外出の際のニーズに応えられるよう、新たに移動介護の類型を設定することとしているので、利用者の状況に応じて活用されるよう各市町村に助言指導願いたい。

(4) 障害者ホームヘルプサービスの事業者の確保について

地域の障害者のニーズ等に十分に対応できるサービス提供ができるよう、障害者ホームヘルプサービスの事業者の確保を図ることが必要であり、支援費制度への移

行後においても、これまで提供されていたサービスが提供されるよう、サービス提供主体として引き続き社会福祉協議会などを活用するなど、管内市町村に対する助言指導をお願いしたい。

特に、知的障害者ホームヘルプサービスは、知的障害者の地域生活を支える上で重要な事業であるが、その取組が不十分な市町村が見受けられるので、都道府県等においては、管内市町村における本事業のニーズ把握に努めるとともに、どの市町村においても知的障害者ホームヘルプサービスが受けられるよう、対象者への制度の周知はもとより、介護保険事業者として指定を受けている事業者等への制度の周知や、事業者の指定申請の勧奨に、積極的に努められたい。

(5) ホームヘルパー養成研修事業等について

支援費制度においては、ホームヘルパーの資格要件について、都道府県・指定都市が実施する養成研修の課程を修了した者とするを原則としているところであり、ホームヘルパーの養成及び確保を推進し、サービスの質の向上を図る観点から、障害の特性や多様な要望に的確に対応することができるよう、本事業の積極的な実施に努められたい。また、都道府県・指定都市以外が行う養成研修事業を指定する際には、当該指定の事務の簡素化を行う等の円滑な事務処理についても十分配慮願いたい。

また、重度の視覚障害者及び全身性障害者の社会参加を促進するに当たっては、移動介護業務が重要な役割を果たしているので、この養成及び確保についても積極的に取り組まれたい。

なお、身体障害者の日常生活支援業務及び知的障害者（児）の移動介護については、新たに20時間程度の研修課程を設けることとしているので、これについても積極的な実施に努められたい。なお、この詳細については後日示すこととしている。

（障害児の外出時の移動の介護については、身体障害者と同様の予定。）

(6) 障害者ホームヘルプサービスに関する国庫補助金の取扱いについて

来年度から新たにスタートする支援費制度が契約によってサービスを利用する仕組みであり、利用が促進される要素等もあるという面がある一方、現にホームヘルプサービスの利用実態には地域によって大きなばらつきがあることから、ホームヘルプ事業の補助金については、適正な執行管理とともに、全国的にみて、より公平、公正に補助金を配分できる基準を設定する必要があると考えており、国庫補助基準の概要（案）を策定したところである。

本基準は、現在の平均的な利用状況を踏まえ、平成13年度の利用実績を相当程度上回るものとして設定するものである。

本基準の設定に当たっては、現在提供されているサービス水準が確保されるよう、現状からの円滑な移行を図ることとし、従前の国庫補助金を下回る市町村については、移行時において、原則として、平成15年度単価をベースに従前額を確保するものとしている。なお、実際の協議方法については別途お示しすることとしている。

また、本基準は、市町村に対する補助金の交付基準であって、個々人の支給量の

上限を定めるものではなく、また、市町村における支給決定を制約するものでもないことに留意すべきことは言うまでもない。

国庫補助基準の概要（案）

1. 基準の性格

予算の範囲内で、市町村間の公平・公正な執行を図るための基準。

従って、個々のサービスの「上限」を定めるものではなく、また、市町村における支給決定を制約するものではない。

2. 具体的基準

次の基準とする。

なお、この基準は、市町村に補助金を交付するための算定基準であり、市町村が、交付された補助金の範囲内で、市町村ごとの障害者の特性に応じた運用を行うことを妨げるものではない。

(1) 一般の障害者の場合

1月当たり 概ね 25時間
(69, 370円)

(2) 視覚障害者等特有のニーズをもつ者の場合

1月当たり 概ね 50時間
(107, 620円)
(介護保険給付の対象者 概ね 25時間)
(38, 250円)

(3) 全身性障害者の場合

1月当たり 概ね125時間
(216, 940円)
(介護保険給付の対象者 概ね 35時間)
(60, 740円)

3. 経過措置

本基準への円滑移行の観点から、「2. 具体的基準」に関わらず、国庫補助金を「基準交付金」と「調整交付金」の2区分とする経過措置を講ずる。

具体的には、次のとおり。

(1) 基準交付金

「2. 具体的基準」を基に算定した額（基準額）を交付する。

ただし、所要の国庫補助金額（見込額）が上記の額を下回る場合には、当該所要額（見込額）とする。

(2) 調整交付金

基準交付金の額が従前の国庫補助金を下回る市町村に対し、原則として、従前額を確保できるよう、交付する。

4. 基準の見直し

本基準については、支援費制度施行後の利用状況等を踏まえ、見直すものとする。

3 身体障害者の地域生活の支援について

(1) 日帰り介護（デイサービス）事業について

本事業は、新障害者プランにおいて達成目標を定め計画的に基盤整備を図ることとしており、平成15年度予算（案）においては、960か所分を計上したところであり、地域のニーズを踏まえた基盤整備が図られるよう関係市町村に助言指導願いたい。

本事業については、従来は、運営費補助方式又は事業費補助方式であったが、支援費制度施行後は、全て利用人員1人あたりの単価により補助を行うこととなるので留意願いたい。

また、入浴サービス加算、給食サービス加算及び送迎サービス加算を設けることとしたので、各市町村に対し周知願いたい。

(2) 訪問入浴サービス事業について

従来デイサービス事業の枠組の中で行っていた「訪問入浴サービス」は、平成15年度からは、デイサービス事業とは別の単独の補助事業として「訪問入浴サービス事業」としたところであるので、各市町村に対し周知願いたい。

(参 考)

「訪問入浴サービス事業（案）」

1 事業概要

訪問入浴サービス事業は、デイサービス施設への通所が困難な在宅の重度身体障害者を対象に、自立の促進を図ることができるよう、居宅を訪問し、入浴介護を行うものである。

2 1回当たり単価 12,500円

3 補助根拠 予算補助

4 実施主体 市町村

5 補助率 1/2（国1/2、市町村1/2）

6 利用者負担

身体障害者デイサービス支援の利用者負担基準を準用することとし、利用者負担の上限月額については、当該事業のみの上限月額とする。

(3) 短期入所（ショートステイ）事業について

本事業は、新障害者プランにおいて達成目標を定め計画的に基盤整備を図ることとしており、平成15年度予算（案）においては、1,652床分を計上したところであり、地域のニーズを踏まえた基盤整備が図られるよう関係市町村に助言指導願いたい。

本事業については、支援費制度施行後は、重度、中度、軽度及び遷延性意識障害者別に単価を設定するとともに、新たに送迎加算を設けることとしたので、各市町村に対し周知願いたい。

4 知的障害者の地域生活の支援について

(1) 知的障害者地域生活援助（グループホーム）事業について

知的障害者が地域生活を送ることができるようにするため、知的障害者地域生活援助（グループホーム）事業の拡充に努めてきたところであり、新しい障害者プランにおいても計画的に拡充を図っていくこととしている。

平成15年度予算（案）においては、在宅福祉サービスの基盤整備を積極的に進める観点から、大幅な拡充を図り、13,836人分（3,459か所分（対前年度600か所増））の予算を計上したところである。市町村においては知的障害者の地域生活支援の観点から、積極的な取組をお願いしたい。

なお、平成14年度には、グループホームの入居対象者の要件について、実態に合わせ、重い障害者でも必要な者が利用できるよう「グループホームの入居を必要とする者（入院治療を要する者を除く。）」としたところであり、重度化・高齢化した知的障害者であっても、地域生活を希望する場合には、グループホームにおいて生活することができるよう、特段の配慮をお願いしたい。

さらに、公営住宅法第45条及び公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条の規定に基づき、公営住宅については、グループホームとして社会福祉法人等に使用させることができることとされていることから、本事業の実施に当たっては、公営住宅がグループホームとして積極的に活用されるよう、建設部局との十分な連携をお願いしたい。

(2) 在宅知的障害者日帰り介護（デイサービス）事業について

在宅の知的障害者の日中活動の場を確保することは重要であることから、在宅知的障害者日帰り介護（デイサービス）事業については、新しい障害者プランにおいても計画的に拡充を図っていく予定である。

平成15年度予算（案）においては、対前年度40か所増の272か所分の運営費を計上しているところである。

なお、重度の知的障害者の日中の活動の場として、身近なところでの利用が望まれることから、都道府県におかれては事業者の指定申請の勧奨に積極的に努められたい。

(3) 知的障害者の成年後見制度等の利用支援について

本年4月から施行する支援費制度は、利用者が事業者を選択し、契約によってサービスを利用する仕組みであることから、本人の意思に基づく利用契約に対する支援が重要である。

このため、都道府県、市町村においては、本人の意思により契約を締結できるよう、平成11年度から実施している地域福祉権利擁護事業（社会・援護局所管）について一層の普及をお願いするとともに、意思能力が不十分な知的障害者に係る成年後見制度の活用について、広報等により周知を図られたい。

なお、国においては、成年後見制度の利用による支援の充実を図るため、平成

14年度より、「介護予防・生活支援事業（平成15年度より『介護予防・地域支え合い事業』に名称変更）」（老健局所管）のメニュー事業の一つである「成年後見制度利用支援事業」の対象に、「知的障害者」を追加し、知的障害者が市町村長の申し立てにより成年後見制度を利用する場合（知的障害者福祉法第27条の3）に、その手続きや後見活動に係る費用等について補助を行うこととしたところである。

都道府県・市町村においては、これらの補助事業の積極的な活用をお願いしたい。

(4) 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）について

地域で生活する知的障害者の相談に応じ助言等を行うなど、主として通勤寮等を活動基盤として地域生活に必要な支援を行う知的障害者生活支援事業については、各障害保健福祉圏域に生活支援ワーカーを1名ずつ配置することを目標に、その拡充を図ってきたところであり、平成15年度予算（案）においては、全国166か所で生活支援ワーカーが配置できるよう予算の確保を図ったところである。

については、未だ実施していない県等にあつては、本事業に積極的に取り組まれるようをお願いしたい。

なお、障害保健福祉圏域が広域であるため、圏域内1か所では地域全体のニーズに十分に対応することが困難であるなどの特別な理由がある場合には、地域の実情を勘案して複数設置を認める方向で考えているので、個別に協議されたい。

(5) 自閉症・発達障害支援センター運営事業について

在宅の自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）及びその家族等に対し、専門的な相談、療育等の支援を総合的に行うため、平成14年度に、自閉症・発達障害支援センター運営事業を創設したところである。平成15年度予算（案）においては、全国で16か所分の予算を計上したところであり、その事業の実施について特段の配慮をお願いしたい。

（参考）平成14年度中に事業を開始した都道府県・指定都市

〔北海道、埼玉県、千葉県、東京都、三重県、大阪府、滋賀県、岡山県、
山口県、熊本県、仙台市、横浜市〕

(6) 知的障害者に対するサービス内容の周知について

昨年8月6日に開催された「新しい障害者基本計画に関する懇談会（第3回）」において、知的障害を有する者が参考人として出席し、その中で、療育手帳に関して、「手帳でつかえるサービスを、自分たちにわかるように知らせてほしい。」という要望があったところである。このことを踏まえ、都道府県等においては、少なくとも療育手帳を交付する際に知的障害者向けのサービスについて、都道府県等でそれぞれの実情に応じて行われるサービス内容を含めて記載した小冊子を配布し、文章にはふりがなをふり、わかりやすい表記をすること等により、多くの機会にお

いて、サービス内容について理解しやすい工夫を行うなど、特段の配慮をお願いしたい。

5 障害者施設における地域生活移行への対応

支援費制度の施行を踏まえ、障害者施設に入所する障害者が地域での生活を望む場合に、移行が可能となるよう、施設の積極的な取組みを促進する観点から、障害者施設における移行努力を評価する仕組みを導入したところである。

具体的には、施設支援費において、

- ① 施設退所時に円滑に在宅生活へ移行するために必要な援助や地域等との連絡調整等を行った場合の加算（退所時特別支援加算）
 - ② 知的障害者施設においては、入所者に対し、地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、知的障害者の社会参加の円滑化を図るための加算（自活訓練加算）
- を設けたところである。

6 市町村への円滑な事務委譲について

平成12年の児童福祉法及び知的障害者福祉法の一部改正により、平成15年度から、知的障害者については、知的障害者の実情把握、相談及び指導、知的障害者更生施設等への入所に係る事務、職親の委託事務、短期入所事業に係る事務、知的障害者地域生活援助事業に係る事務が、障害児については、短期入所事業に係る事務が、それぞれ市町村に委譲されることとなっている。

この法律改正の趣旨は、住民に最も身近な市町村において福祉サービスが適切に提供されるようにすることであることから、これらの事業について市町村が円滑に事務を行うことができるよう、都道府県においては、助言指導等特段の配慮をお願いしたい。

また、市町村への事務委譲に伴う業務量の増加について、市町村に対する地方交付税の算定基礎への算入を総務省に要望しているところであり、その具体的措置の内容については、現在、総務省において検討がなされているところである。

（参考）市町村に委譲される事務

区 分	～平成15年3月	平成15年4月～
施設サービス	（知的障害者関係） 都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所設置町村	（知的障害者関係） 市町村
職親委託	都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所設置町村	市町村
在宅サービス		

・短期入所事業(ショートステイ)	(障害児関係) 都道府県、指定都市 (知的障害者関係) 都道府県、指定都市、 中核市	(障害児関係) 市町村 (知的障害者関係) 市町村
・知的障害者地域生活援助 事業(グループホーム)	都道府県、指定都市、中 核市、市及び福祉事務所 設置町村	市町村

7 障害児の療育支援等について

(1) 障害児通園(デイサービス)事業について

本事業は、在宅の障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活の基本動作の訓練や集団生活への適応の訓練を行うものであり、ホームヘルプサービス事業やショートステイ事業とともに重要な事業である。

新障害者プランにおいても、達成目標を定め、計画的に基盤整備を図ることとしており、15年度予算(案)においては372人増を計上しているところである。

こうした重要性に鑑み、支援費制度移行後も人数規模別の単価を設定すること、また、単独の施設を設けて実施するほか、児童館、空き教室等を活用して実施できることとしているところであり、地域のニーズを踏まえた基盤整備が図られるよう、市町村等に対し、本事業の実施について助言指導願いたい。

本事業は、支援費制度移行後においても現行と同様、市町村が必要と認めれば、現在は著しい障害がなくても、現存する疾患等を放置すれば将来一定の障害を招来するおそれのある児童も対象となりうるものであり、保護者が障害を十分受容できない状態であるものの早期の支援が必要と考えられるのであれば、「やむを得ない事由による措置」として取り扱うことを考えている。なお、取り扱いの詳細については、後日お示しする予定である。

(2) 短期入所(ショートステイ)事業について

本事業は、新障害者プランにおいて達成目標を定め計画的に基盤整備を図ることとしており、平成15年度予算(案)においては、障害児、知的障害者について2,644床分を計上したところであり、地域のニーズを踏まえた基盤整備が図られるよう関係市町村に助言指導願いたい。

本事業については、支援費制度施行後は、重度、中度、軽度、遷延性意識障害児等及び重症心身障害児(者)別に単価設定するとともに、新たに送迎加算を設けることとしており、事業者指定に当たっては、一つの障害者だけでなく障害児・者全般を対象とすることができる体制がとられるよう前広に考える等施設や市町村に対し助言、指導願いたい。

なお、重症心身障害児施設で実施する場合は、重症心身障害児(者)の受け入れを優先する等、障害種別で受け入れ対象者を優先することも差し支えない。

(3) 重症心身障害児（者）通園事業について

本事業は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複する在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活の基本動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促し、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る事業であり、新障害者プランにおいて達成目標を定め、計画的に基盤整備を図ることとしており、15年度予算（案）においては12か所増を計上しているところである。

本事業を実施するに当たり、次の事項に留意の上、管内の実施施設に対して指導されたい。

ア 本事業の実施施設は、A型が重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び肢体不自由児通園施設、B型が障害児（者）施設等となっているが、国庫補助に当たり、重症心身障害児（者）の受け入れ体制に支障がない場合は、例えばB型については、身体障害者療護施設や地方公共団体の単独施設等で実施可能といった弾力的な取扱いをしているところである。

イ 利用人員5人は毎日集まらないものの、日によってはこれに達するニーズが存在する地域があることから、身近な地域で療育訓練を受けられるようにするため、平成15年度より、新たにB型について、各実施場所毎に実施日を決めてチームが巡回する方式を導入することとしたところであり、地域のニーズに応じて、本事業を実施願いたい。

また、聾学校幼稚部においても、指導を行っているところであるので、関係部局と十分連携を図られたい。

ウ 平成14年度の実施状況を見ると、特に専門的機能を有する重症心身障害児施設における実施が約1/3程度に止まっているところであり、また、重症心身障害児施設が2つ以上あるにもかかわらず、A型を実施していない県（約10程度）があることから、少なくとも各県1か所のA型事業を実施されるようお願いする。

(4) 難聴幼児通園施設の運営について

難聴幼児通園施設は、強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設であるが、中には、その機能が十分に活用されていないところも見受けられる。

平成12年に「新生児聴覚検査事業実施要綱」（平成12年10月20日児発第843号児童家庭局長通知）が示され、難聴幼児に対する早期療育が重要となっていることから、次の事項に留意の上、難聴幼児の早期療育が実施できる体制の整備に努められたい。

ア 当該施設が設置されている都県、指定都市においては、新生児聴覚検査により発見された児童を含め、地域内の難聴幼児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、利用促進・活性化に努めること。

イ 当該施設が設置されていない道府県、指定都市においては、同検査により発見された児童を含めた地域内のニーズに応じ、難聴幼児通園施設の設置に努めるとともに、障害児通園（デイサービス）事業などの活用を図ること。

また、聾学校幼稚部においても、指導を行っているところであるので、関係部局と十分連携を図りたい。

ウ 当該施設は難聴幼児が対象となっているところであるが、難聴児童の早期療育が重要となっていることから、同検査により発見された乳児についても対象とするよう、管内の施設に対して指導方お願いする。

(5) 知的障害児自活訓練事業の創設について

知的障害児施設に入所している障害児については、養護学校高等部卒業時を施設退所のきっかけとし、地域での自立した生活を送るために、必要な基本的生活の知識・技術を修得するための個別指導を一定期間集中して行うことにより、地域生活への円滑な移行を図ることとして、平成15年度予算（案）において、知的障害児自活訓練事業を新たに創設したところである。

なお、本事業に係る詳細については、別途お知らせする予定である。

(参 考) 知的障害児自活訓練事業の概要

(1) 事業の対象

知的障害児施設（通所施設を除く。）に入所する障害児のうち、養護学校高等部卒業見込児童であって、卒業前の6か月間に個別訓練を行うことにより、卒業後に地域で自活することが可能と認められるもの。

(2) 対象児童の居住場所

一般の居住棟と同一敷地内にあることを原則として、かつ、一般の居住棟から独立した建物とし、一人一居室を確保したうえで、通常の生活に必要な設備を有するものとする。（当該施設に隣接した借家等でも可。）

(3) 訓練期間

訓練期間は6か月。

(4) 事業の実施及び訓練の内容

自活訓練担当責任者を配置し、次の指導項目についてあらかじめ6か月間の指導計画を定め効果的に行う。

・個人生活指導　・社会生活指導　・職業生活指導　・余暇利用指導

この場合に、本体施設の処遇の低下にならないよう、本体施設に代替職員を採用する等の所要の措置を講ずる。

(5) 事業費の加算

1人当たり月額単価　　92,300円

122,810円（施設外に借家を借りて実施した場合）

(6) 平成15年度予算（案）

・予算額（案）　　84,537千円

※ 児童入所施設措置費の加算として執行

(7) 補助率（負担割合）　1/2（国 1/2　都道府県・指定都市 1/2）

8 福祉施策と雇用施策の一体的推進について

(1) 福祉と雇用の連携施策について

障害者の就労と地域生活の支援を進めていくため、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携を図りつつ、障害者の就業面及び生活面の一体的な支援を行う「障害者就業・生活支援センター事業」を平成 11 年度に創設したところであり、平成 15 年度予算案においては、前年度同様、全国 47 か所で実施できるよう予算措置を図ったところである。障害者の就労と地域生活を支援する観点から、都道府県等においては、労働部局と緊密に連携し積極的な取組をお願いしたい。

また、障害者授産施設の入所者が、企業等の事業所において授産活動を行うとともに、公共職業安定所において、職業相談、個別求人開拓、職場定着等の支援を行う「施設外授産の活用による就職促進モデル事業」を平成 13 年度から実施しているところである。事業効果等を評価するためには、できる限り多くの都道府県において実施し、事業実績を蓄積する必要があることから、実施に向けた積極的な検討をお願いしたい。

(2) 授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について

昨今の厳しい経済状況は、授産施設や小規模作業所における授産活動に深刻な影響を及ぼし、その運営が不安定なものとなつていくことを踏まえ、先般、「障害者を多数雇用する事業所、授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について」（平成 14 年 10 月 30 日厚生労働省職高発第 1030002 号、厚生労働省障発第 1030003 号）を通知し、都道府県等における授産施設等の製品の積極的な活用をお願いしたところであるので、都道府県等においては、授産施設等の安定的な運営が図られるよう、特段のご配慮をお願いしたい。

また、管内市町村、関係団体等に対し、通知の趣旨等の周知徹底に努められたい。

9 小規模作業所から小規模通所授産施設への移行促進について

小規模作業所については、地方単独事業のための地方交付税措置が行われており、財源の手当がなされているところである。これに加え、在宅重度障害者通所援護事業費等の民間団体への国庫補助の形で、その運営を支援しているところであるが、平成 15 年度予算の概算要求基準（平成 14 年 8 月 7 日に閣議了解）においては、民間団体への補助金について、1 割相当を削減するとされたことから、平成 15 年度予算（案）における補助か所数は、1 割減となったところである。

一方、こうした小規模作業所については、より安定した経営を確保することが望ましいことから、社会福祉法人の設立要件を緩和することにより、平成 13 年度より、法定施設である小規模通所授産施設への移行を積極的に進めているところである。平成 15 年度予算（案）においては、身体障害、知的障害、精神障害の 3 障害合わせて、小規模通所授産施設の運営費について、対前年度 397 か所増（240 か所→ 637 か所）と大幅に拡充したので、都道府県等においては、引き続き小規模作

業所から小規模通所授産施設への移行の促進に努められたい。

10 障害者施設の整備等について

(1) 障害者施設の整備について

平成15年度における障害者施設の整備については、新しい「障害者基本計画」及び新「障害者プラン」に基づき、通所授産施設、デイサービスセンター等の活動の場の整備を重点的に行うこととし、プランの最終年度である平成19年度末の整備目標に向けて計画的な取組を進めることとしている。

また、入所施設については、障害者基本計画において、「地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する」ことが明記されており、真に入所が必要である者の需要に対応するための必要最低限の水準の整備とすることとしているので、都道府県等において知的障害者更生施設（入所）等の入所施設の整備を計画する場合には、十分にその必要性を審査し、真に必要なものとなるようにされたい。

なお、平成15年度の国庫補助協議については、現在、協議内容を審査しているところであるが、協議自治体における障害者計画の策定状況、障害者保健福祉圏域内における整備状況、在宅福祉サービスの取組状況等を十分に精査し、採択することとしているので了知されたい。

①施設整備方針

障害者施設については、次の諸点に該当する整備であって、真に緊急性の高いものの整備を行う。

ア 障害者計画に沿った計画的な整備

管内の実情に応じ、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な障害者施設の整備について、障害者計画に具体的な数値目標を盛り込むとともに、計画に沿って整備するものであること。

イ 障害保健福祉圏域ごとに必要性を総合的に勘案した整備

障害保健福祉圏域内における待機者の状況、市町村における在宅福祉施策等への積極的な取り組み状況等を総合的に勘案し、圏域ごとの整備状況に応じて計画的に整備するものであること。

ウ 真に必要な者のための整備

入所施設については、施設整備の必要性について単に待機者の状況のみにより判断するのではなく、待機者の生活状況、ホームヘルパー、デイサービス、グループホーム等の在宅福祉サービスの活用状況、今後の提供見通しなどを総合的に勘案し、そうしたサービスを活用することで地域での生活が確保できないのかどうかを判断し、真に必要な者に対応する整備とすること。

②施設整備を計画する際の留意点

施設整備を計画する際には、次の諸点に留意されたい。

ア 障害保健福祉圏域内の市町村間の調整を十分に行い、さらに圏域ごとの均衡について広域的な視点から調整を行うこと。

なお、指定都市・中核市の所在する道府県においては、当該市と十分調整を行

うこと。

イ できる限り早い段階で、近隣住民に対する説明や対応を十分に行い、理解を得ること。

ウ 障害者福祉施設の専門的機能を活用して、障害者の地域生活への移行促進や、地域生活を支援するなど、施設機能の活用に積極的に取り組むよう、事業予定者に働きかけること。

エ 障害者施設を整備する場合には、事業予定者が障害特性を的確に理解した上で、適切な入所者処遇方針を有しているとともに、地域生活支援に向けて積極的に取り組む意欲を有していることを確認すること。

オ 入所施設を整備する場合には、原則として、デイサービスセンターとの併設及びショートステイ専用居室等を併せて整備すること。さらに、知的障害者施設の場合には、グループホーム等の地域生活の受け皿についても、積極的に取り組む意向を確認すること。

(2) 平成15年度施設整備費の新規事項について

平成15年度より、次の措置を講ずることとしているので、今後の整備計画において留意されたい。

① 国庫補助基準単価の改定

公共工事コスト縮減の実績、建設単価の動向等を総合的に勘案し、国庫補助基準単価を改定する。

なお、平成15年度事業分のうち、平成14年度以前からの継続事業については、当該事業開始年度の基準単価を適用する。

② 国庫補助申請に係る事務負担軽減に伴う補助基準単価及び補助金算定方法の簡素・合理化

国庫補助申請に係る事務負担軽減を図るため、昨年度の介護関連施設と同様に、社会福祉施設整備費の対象となる全施設について、国庫補助基準単価及び補助金算定方法の簡素・合理化を行う。

なお、これに伴い、各工事費毎に対象経費と国庫補助基準額を比較して低い方を補助額として算定するこれまでの方式から、原則として、対象経費全額と国庫補助基準単価を積み上げた合計額を比較して低い方を補助額とする方式に改めることとしているので、国庫補助の算定に当たっては、ご注意願いたい。

(内 容)

- ・定員1人(1施設)当たり補助基準単価の設定
- ・介護用リフト等特殊附帯工事費、解体撤去工事費等における1施設当たり補助基準単価の設定及び職員宿舍整備費補助の廃止
- ・算定方法の簡素・合理化

③ 支援費制度施行に伴う身体障害者更生施設等の補助基準の改善

支援費制度の施行に伴い、身体障害者更生施設及び身体障害者授産施設について、施設利用者の障害の程度を勘案して、補助基準の改善を行う。

(内 容)

(例)	【現 行】	→	【改正後】
肢体不自由者更生施設	6,300 千円	→	6,500 千円
身体障害者授産施設	6,700 千円	→	7,000 千円

(3) 障害者施設の財産処分の簡素化について

支援費制度の施行に併せて、既存の施設を有効活用し整備の促進を図ることが効率的であることから、介護保険制度施行時と同様に、財産処分の手続きの特例を設けることとしている。

具体的には、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金に係る財産処分承認手続の簡素化について」（平成12年3月13日社援第530号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知）（以下「部局長連名通知」という。）に定める「介護保険法円滑施行のための特例」と同様の取扱いとする方針であり、身体障害者施設等について居宅介護等を行うための事業所に転用する場合に、支援費制度施行後5年間に限り、厚生労働大臣への報告をもって、厚生労働大臣の承認があったものとして取扱うこととしている。

詳細については、現在関係部局と調整を行っているところであるが、今後、こうした取扱いの趣旨等を踏まえ、部局長連名通知の一部改正を行う予定であるので、その際には管内市町村、関係施設に対して周知を図るとともに、都道府県等において、事務処理に遺漏のないよう準備方お願いしたい。

(4) 知的障害者更生施設の敷地面積の要件について

現行の「知的障害者援護施設の設置及び運営に関する基準（平成2年12月19日厚生省令第57号）」において、知的障害者更生施設（入所）については、建築面積の3倍以上の敷地を確保することが原則となっているが、都市部等において敷地の確保が困難な場合などを考慮し、入所者が運動するうえで必要な場所や避難するための十分な空地など、入所者の処遇等に配慮がなされている場合には、従来から、施設整備を認めているところである。については、都道府県においては、個別事情を考慮し、適切な対応をお願いする。

11 障害者福祉施設等におけるサービスの向上及び不祥事の発生防止等について

支援費制度の移行により、利用者との対等な立場で契約し、サービスを利用する制度となることから、障害者施設においては、日頃から施設の運営状況について利用者に対し情報提供を行うことを心がける必要がある。さらに、施設において提供されるサービスについては、第三者評価を受けサービス内容の向上を図る努力が必要となる。国としても、平成15年度予算案において「第三者評価機関育成支援事業（社会・援護局福祉基盤課所管）」を新たに設けたところであり、都道府県においてはこの事業を活用することにより、体制整備を進め、障害者施設における第三者評価の普及促進に努められたい。

人権侵害の防止等については、機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下の事項に留意の上、平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会

福祉施設に対する指導監督の徹底について」に基づき、管内社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監督に万全を期されたい。

(1) 人権侵害等の防止について

障害者の福祉の向上を図ることを目的としている社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例が見られること、知的障害者施設における入所者からの預り金の管理等について、不適切な取扱いが行われていたという事案が依然として見受けられることは、社会福祉事業の信頼を損い、また、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる他の同種施設までが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

このような不祥事が発生した場合は、その背景、事実関係の究明、法人及び関係者の責任の明確化、再発防止への取組、社会福祉法の規定に基づき講じた措置等一連の顛末を整理することにより、今後の不祥事の未然防止を図るとともに、類似例が発生した場合の迅速な対応が図られるよう、情報の集約を図られたい。

また、指導監査等の実効性を高めるためにも、市町村にあっては、知的障害者に対する支援状況を適宜把握し、都道府県等が法人・施設の指導監査を行う際には、予め関係市町村から入所者の処遇状況に関する情報を徴した上で、指導監査に努められたい。

(2) 不正・不明瞭な経理処理の防止について

社会福祉施設の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることが重要であるが、依然として、経理処理に関する不正・不明瞭な事例が生じており、都道府県等においては、こうした事例が今後生じないように、一層の指導監督の徹底に努められたい。

(3) 施設整備に係る不正の防止について

社会福祉施設整備費に係る不正受給等の防止については、かねてから指導監督の徹底をお願いしているところであるが、引き続き、施設整備業務の再点検の強化と未然防止策の検討を行い、再発防止に努められたい。

(4) 苦情解決の取組について

障害者福祉施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害者福祉施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

平成 13 年に実施された社会福祉施設等調査によると、未だに苦情解決体制が整備されていない施設があるので、都道府県においては、引き続き指導徹底を図られたい。

(参考) 知的障害者施設の例

施設種別	施設数	うち、苦情解決のための取組あり
知的障害者更生施設（入所）	1,344	1,055（78.5％）
知的障害者授産施設（入所）	366	269（73.5％）

※ 「平成 13 年社会福祉施設等調査」より

12 特殊法人心身障害者福祉協会（国立コロニー）の独立行政法人化について

(1) 特殊法人から独立行政法人への移行について

重度の知的障害者の保護・指導等のための施設「国立コロニーのぞみの園」（群馬県高崎市）を設置・運営する特殊法人心身障害者福祉協会にあっては、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）を踏まえ、独立行政法人化することとし、先の第155回臨時国会において「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案」を提出し、審議の結果、同法は平成14年12月6日成立、同月13日公布されたところである。（平成14年法律第167号）

新たな独立行政法人の設立（及び心身障害者福祉協会法の廃止）は平成15年10月1日を予定している。

新法人については、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことを目的とすることが同法に明記されており、施設生活から地域生活への移行促進を柱とする知的障害者福祉行政の目的達成に積極的に貢献しようとするものであることから、都道府県担当部局においては、知的障害者の支援等に関し、新法人の情報提供機能等の活用を図るようお願いしたい。

(2) 支援費制度との関連について

支援費との関係では、本年4月から心身障害者福祉協会が設置する福祉施設において提供される支援がその対象となり、10月以降は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における支援が対象となる。

なお、支援費制度における「国立コロニーのぞみの園」の入所調整等の取扱については、知的障害者福祉法第15条の4及び支援費制度事務処理要領第2章第2節における「入所調整について」に基づき行われるものではなく、次のとおり取り扱うこととしているのでご留意願いたい。

ア、「国立コロニーのぞみの園」の入所対象は、独立自活の困難な心身障害者であり、全国から入所措置されている。設立当初は、都道府県、指定都市ごとに入所者の割当てを定め、各都道府県、指定都市を通じて受入れを行ったところであり、平成15年1月1日現在、定員550人に対し511人が入所している。

イ、「特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）」の中で、国立コロニーの「事業について講ずべき措置」として「重度知的障害者のモデル的な処遇を行う施設と明確に位置付け、より小規模の集団に分けた処遇が行えるような内部体制の整備を図る」ことが指摘されていることから、今後は、この指摘を踏まえ取り組んでいくこととしている。

このような事情から、現在、定員に空きはあるが、当面、新たな入所は行わないこととしている。

ウ、したがって、当面、市町村及び都道府県の「国立コロニーのぞみの園」の空き定員は、調整の対象には含まれないものである。

また、「国立コロニーのぞみの園」の利用希望者から問い合わせ等があった場合には、上記「イ」の趣旨を踏まえた対応をお願いしたい。

(参考1) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の概要

特殊法人等改革の一環として、心身障害者福祉協会の業務を承継する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等について定めるとともに、関係法律について所要の改正を行った。

1 概要

(1) 法人の名称

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）とする。

(2) 法人の目的

重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(3) 業務の範囲

のぞみの園は、その目的の達成のため、次の業務を行う。

イ 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。

ロ 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。

ハ 知的障害者援護施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。

ニ 知的障害者の支援に関し、知的障害者援護施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

(4) 法人の種類

特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。ただし、役職員に対しては、秘密保持義務及びみなし公務員規定を置くものとする。

(5) 役員

理事長、監事二人を置き、理事二人以内を置くことができる。

(6) 資本金

のぞみの園の資本金は全額政府出資とし、出資額は心身障害者福祉協会から、のぞみの園に承継された資産の額とする。

2 独立行政法人への移行に伴う措置

・ 権利義務の承継

心身障害者福祉協会の一切の権利及び義務は、のぞみの園が承継する。

3 独立行政法人に移行する時期の見込み

- ・ 独立行政法人の設立は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法附則第1条に基づき、平成15年10月1日を予定している。

(参考2) 知的障害者福祉法第15条の4及び支援費制度事務処理要領第2章第2節(抜粋)

● 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）（抄）

（利用の調整等）

第十五条の四 市町村は、十八歳以上の知的障害者から求めがあつたときは、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業又は知的障害者援護施設の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者又は知的障害者援護施設の設置者に対し、当該知的障害者の利用の要請を行うものとする。

2 知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者及び知的障害者援護施設の設置者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

● 支援費制度事務処理要領

第2章 支援費支給関係事務について

第2節 相談支援体制の充実及びサービス利用に係るあつせん・調整、要請
(抜粋)

※入所調整について

支援費制度の下では、利用者がサービスを選択するのが基本であるが、施設の定員を入所希望者が大きく上回る場合には、施設が入所者を選択することなく施設サービスの利用が円滑かつ公平に行われるよう、次のような公的な調整システムの構築が重要である。

- 都道府県が全ての施設から空き情報の提供を求め、県内の市町村に伝える等、利用希望者が常に最新の施設の空き情報を知ることができる体制を整える。
- 空き情報があった場合、当該施設その他の関係者の参画を得て、都道府県や市町村が入所の調整にあたる。

なお、個別の調整に当たっては、入所希望者の意向も十分踏まえて行う必要がある。

具体的にどの範囲のサービスについて公的な調整を行うかについては、施設サービスの円滑かつ公平な利用を確保する観点から、都道府県及び市町村が個別に決めることとなる。

II 資料

1 平成15年度障害福祉課予算(案)の概要

事 項	平成14年度 予 算 額	平成15年度 予 算(案)	差 引 増△減額	概 要
(項) 身体障害者保護費	千円	千円	千円	⊗ : 支援費
1. 在宅福祉対策費	10,170,246	10,095,860	△ 74,386	(1) 市町村在宅福祉事業費 11,175,052千円→ 9,133,360千円 ⊗ ① 身体障害者日帰り介護(デイサービス)事業費 8,181,915千円→ 8,297,387千円 ・実施か所数 900か所→960か所 ② 訪問入浴サービス事業費 (身体障害者日帰り介護(デイサービス)事業費より組み替え) 546,000千円→ 562,500千円 ③ 身体障害者福祉ホーム運営事業費 100,598千円→ 105,921千円 ・実施か所数 51か所→ 54か所 (2) 通所援護事業助成費補助金 ・在宅重度障害者通所援護事業費 (小規模作業所) 1,069,200千円→ 962,500千円 ・実施か所数 972か所→875か所
2. 施設福祉対策費	3,502,530	4,149,822	647,292	(1) 身体障害者福祉工場等の運営費 2,960,540千円→ 2,967,176千円 (2) 小規模通所授産施設の運営費 412,500千円→ 1,127,500千円 ・実施か所数 85か所→205か所 (3) 授産活動活性化特別対策費 101,250千円→ 41,250千円 ・実施か所数 27か所→11か所(継続) (4) 施設外授産の活用による就職促進モデル事業 28,240千円→ 13,896千円 ・実施か所数 16か所→ 8か所
3. 更生訓練費等給付費	256,555	264,490	7,935	更生訓練費、施設入所者就職支度金
4. 更生医療給付費等	124,873	61,199	△ 63,674	訪問診査費
5. 支援費等	76,233,660	76,556,224	322,564	⊗(1) 身体障害者施設支援費 74,878,123千円→ 75,215,613千円 (2) 点字図書館等事務費 1,355,537千円→ 1,340,611千円

※支援費関係予算については、11か月分の予算計上である。

事 項	平成14年度 予 算 額	平成15年度 予 算(案)	差 引 増△減額	概 要
(項)児童保護費	千円	千円	千円	㊦：支援費
1. 支援費等	279,174,909	275,958,373	Δ3,216,536	㊦(1)知的障害者施設支援費 204,440,894千円→194,463,801千円 ・利用者負担における日用品費の 控除については、2カ年で実施 (2)障害児施設措置費 71,774,526千円→77,615,551千円 ㊦・知的障害児施設における自活訓練 事業の創設 (3)職親委託等 2,606,749千円→2,660,625千円 (4)小規模通所授産施設の運営費 324,500千円→1,204,500千円 ・実施か所数 69か所→219か所 (5)施設外授産の活用による就職促進モ デル事業 28,240千円→13,896千円 ・実施か所数 16か所→8か所
2. 心身障害児(者) 福祉対策費	17,245,588	18,811,004	1,565,416	(1)心身障害児(者)日帰り介護(ｲﾝﾀｰ ｰﾋﾞｽ)等事業費 13,159,007千円→14,443,437千円 ㊦①障害児通園(ｲﾝﾀｰﾋﾞｽ)事業費 3,183,203千円→2,681,567千円 ・利用人員 9,340人→9,712人 ㊦②在宅知的障害者日帰り介護(ｲﾝﾀｰ ｰﾋﾞｽ)事業費 1,922,581千円→2,044,574千円 ・実施か所数 232か所→272か所 ㊦③障害児(者)短期入所(ｼｮｰﾄｽﾄｯﾌﾟ)事業 2,539,462千円→2,962,367千円 ・対象ベッド数2,500床→2,644床 ㊦④知的障害者地域生活援助事業 (ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ) 5,513,761千円→6,754,929千円 ・利用人員 2,400人増 (2)心身障害児(者)地域療育等事業費 6,595,248千円→3,443,567千円 ①知的障害者生活支援事業 (生活支援ワーカー) 331,157千円→386,783千円 ・実施か所数 126か所→166か所

事 項	平成14年度 予 算 額	平成15年度 予 算(案)	差 引 増△減額	概 要
	千円	千円	千円	<p>Ⓢ：支援費</p> <p>②障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業分） 126,028千円→124,513千円</p> <p>③知的障害者福祉ホーム運営事業 120,316千円→120,316千円 ・実施か所数 87か所→87か所</p> <p>④知的障害児(者)相談等事業 15,238千円→15,005千円</p> <p>⑤重症心身障害児(者)通園事業 2,291,005千円→2,596,515千円 ・実施か所数A型 59か所→59か所 B型161か所→173か所 Ⓢ：巡回方式の導入</p> <p>⑥自閉症・発達障害支援センター運営事業 102,911千円→200,435千円 ・実施か所数 8か所→16か所</p> <p>⑦心身障害児(者)巡回療育相談等事業 43,922千円→0千円</p> <p>⑧知的障害者福祉等担当職員特別研修事業費(14年度限り) 29,704千円→0千円</p> <p>(3)通所援護事業助成費補助金 知的障害者通所援護事業助成費 (小規模作業所) 1,026,300千円→924,000千円 ・実施か所数 933か所→840か所</p>
(項)社会福祉諸費				
1. 在宅福祉事業費等補助金	28,842,979	30,248,758	1,405,779	<p>(1) 在宅介護等事業費 26,650,120千円→27,896,111千円</p> <p>Ⓢ①訪問介護(ホームヘルプサービス)事業費 26,478,692千円→27,767,069千円 ・訪問介護員(ホームヘルプ-) 4,520人増員</p> <p>②訪問介護員(ホームヘルプ-)養成研修事業費 171,428千円→129,042千円</p> <p>Ⓢ②(2)身体障害者短期入所事業費 1,075,283千円→1,080,039千円 ・対象ベッド数 1,600床→1,652床</p>

事 項	平成14年度	平成15年度	差 引	概 要
	予 算 額	予 算(案)	増△減額	
	千円	千円	千円	㊦：支援費
(項)厚生労働本省				(3)支援費制度施行に係る事務の円滑化等に対する支援 0千円→1,272,608千円 ・障害者地域生活推進特別モデル事業の創設等
障害児(者)対策費	6,078	6,537	459	
児童福祉問題調査等経費	17,007	16,309	△ 698	
心身障害者福祉協会 独立行政法人移行準備経費	0	404	404	
(項)社会福祉諸費				
民間社会福祉事業助成費補助金	48,877	48,719	△ 158	在宅心身障害児(者)療育事業等助成費
医療機器等整備費	10,527	49,875	39,348	
心身障害児総合医療療育センター運営委託費	81,177	57,805	△ 23,372	
心身障害者福祉協会運営費補助金	3,040,469	1,284,522	△1,755,947	
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費交付金	0	1,564,984	1,564,984	平成15年10月より心身障害者福祉協会が移行する独立行政法人を創設

事 項	平成14年度 予 算 額	平成15年度 予 算(案)	差 引 増△減額	概 要
	千円	千円	千円	
社会・援護局計上分				
(社会福祉施設整備 費関係)				
1. 社会福祉施設等 施設整備費	—	—	—	(1)新障害者プラン関連施設設備 ②(2)国庫補助単価及び補助金算定方法 の簡素・合理化 ③(3)支援費制度施行に伴う身体障害者 授産施設等の国庫補助基準の改善
2. 社会福祉施設等 設備整備費	—	—	—	新障害者プラン関連施設設備整備
生活等支援事業の地域 の実情に応じた実施 体制の確保	5,608,973	(地方交付税措置)	—	・市町村障害者生活支援事業 ・障害児(者)地域療育等支援事業 (関連) 支援費制度の円滑な施行を図るため 障害者地域生活推進特別モデル事業 の創設(再掲)

2 平成15年度身体障害者保護費の補助基準額（案）

点字図書館等運営事業費、盲人ホーム等事務費、身体障害者福祉ホーム運営事業費、及び更生訓練費等給付費

事業		区分	平成14年度 当初単価	平成15年度 単価（案）
点字図書館等運営 事業費（点字図書館、 聴覚情報）	1 施設 当たり年額	職員5人（特別区）	25,263千円	24,986千円
		（特甲地）	24,778千円	24,502千円
		（甲地）	23,806千円	23,536千円
		（乙地）	23,078千円	22,811千円
		（丙地）	22,350千円	22,086千円
盲人ホーム等運営 事業費				
・盲人ホーム	1 施設 当たり年額	—	3,904,200円	3,863,700円
・福祉工場 （居住部門有り）	1 施設 当たり年額	定員50人	47,443千円	47,018千円
身体障害者福祉ホーム 運営事業費	1 施設 当たり年額	5人～9人	3,313千円	3,300千円
		10人～19人	3,945千円	3,923千円
		20人～29人	5,212千円	5,169千円
更生訓練費等給付費	平成15年度の単価については、平成14年度と同額。			

3. 平成15年度障害児施設等の補助単価 (案)

(1) 事務費

①一般事務費

(単位：円)

施設種別		定員	特別区	特甲区	甲地	乙地	丙地
平成15年度(案)	知的障害児施設	30	216,430	213,340	207,140	202,460	197,790
	第二種自閉症児施設	40	215,550	212,490	206,250	201,610	197,050
	知的障害児通園施設	30	130,330	128,290	124,200	121,160	118,040
	盲児施設	30	197,950	195,130	189,440	185,220	180,970
	ろうあ児施設	30	197,030	194,170	188,530	184,290	180,020
	難聴幼児通園施設	30	195,000	191,970	185,870	181,290	176,730
肢体不自由児療護施設	50	233,910	230,400	223,440	218,190	212,950	
施設種別		定員	特別区	特甲区	甲地	乙地	丙地
平成14年度	知的障害児施設	30	218,700	215,560	209,290	204,590	199,860
	第二種自閉症児施設	40	217,820	214,700	208,420	203,730	199,100
	知的障害児通園施設	30	131,820	129,770	125,630	122,550	119,420
	盲児施設	30	200,000	197,160	191,430	187,150	182,850
	ろうあ児施設	30	199,060	196,190	190,490	186,190	181,890
	難聴幼児通園施設	30	197,290	194,210	188,060	183,440	178,830
肢体不自由児療護施設	50	236,280	232,750	225,720	220,420	215,120	

②加算費等の単価

(単位：円)

施設種別	定員	加算費の区分	平成15年度(案)	平成14年度
第一種自閉症児施設	40	保育士等加算費	72,730	73,470
肢体不自由児施設	50	保育士等加算費	27,210	27,530
肢体不自由児通園施設	—	通園指導費	49,210	49,740

(2) 事業費

①一般生活費

(単位：円)

施設種別	平成15年度(案)	平成14年度
知的障害児施設	47,530	47,960
第二種自閉症児施設	47,530	47,960
知的障害児通園施設	14,630	14,760
盲児施設	47,530	47,960
ろうあ児施設	47,530	47,960
難聴幼児通園施設	14,630	14,760
肢体不自由児療護施設	47,530	47,960

②重度加算費

(単位：円)

施設種別	25%加算分		30%加算分	
	平成15年度(案)	平成14年度	平成15年度(案)	平成14年度
的障害児施設	47,390	47,850	56,870	57,420
第一種自閉症児施設	47,390	47,850	56,870	57,420
第二種自閉症児施設	47,390	47,850	56,870	57,420
盲児施設	45,110	45,570	54,140	54,690
ろうあ児施設	41,220	41,610	49,460	49,940
肢体不自由児施設	—	—	56,870	57,420
肢体不自由児療護施設	—	—	56,870	57,420

③重症児指導費

(単位：円)

施設種別	平成15年度(案)	平成14年度
重症心身障害児施設	233,070	236,040

(3) 職親委託等補助金

①職親委託

(単位：円)

事業	平成15年度(案)	平成14年度
職親委託	30,000	29,000

②知的障害者福祉工場運営事業

(単位：円)

事業	1か所当たり(月額)	平成15年度(案)	平成14年度
		知的障害者福祉工場運営事業	
	50人以上	4,001,000	4,046,000
	40~49人	3,768,000	3,811,600
	30~39人	2,791,500	2,823,000
	20~29人	2,114,600	2,136,200

4 平成15年度在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金の補助基準額(案)

事業			区分	平成14年度	平成15年度(案)
1 障害児通園(デイサービス)事業	1人当たり(月額)	10人以下		————	5,390円
		11人~20人		————	3,710円
		21人以上		————	2,840円
		送迎サービス加算(片道)		————	550円
2 在宅知的障害者日帰り介護(デイサービス)事業	1人当たり(月額)	単独型(4時間未満)	区分1	————	2,930円
			区分2	————	2,620円
			区分3	————	2,320円
		単独型(4時間以上)	区分1	————	5,850円
			区分2	————	5,250円
			区分3	————	4,640円
		併設型(4時間未満)	区分1	————	2,230円
			区分2	————	1,920円
			区分3	————	1,620円
		併設型(4時間以上)	区分1	————	4,450円
			区分2	————	3,840円
			区分3	————	3,240円
		給食サービス加算		————	420円
給食サービス加算		————	410円		
送迎サービス加算(片道)		————	550円		
3 障害児(者)短期入所事業	1人当たり(月額)	重症心身障害児(者)分		————	20,950円
		遷延性意識障害児等分		————	14,540円
		区分1		————	8,130円
		区分2		————	7,370円
		区分3		————	4,640円
		送迎サービス加算(片道)		————	1,860円
4 知的障害者地域生活援助事業	1人当たり(月額)	入居定員が4人の場合	区分1	————	132,650円
			区分2	————	66,320円
		入居定員が5人の場合	区分1	————	119,380円
			区分2	————	53,060円
		入居定員が6人の場合	区分1	————	110,540円
			区分2	————	44,220円
		入居定員が7人の場合	区分1	————	104,220円
			区分2	————	37,900円
5 障害者生活支援事業等	(1) 障害者生活支援事業	1か所当たり(月額)	知的障害者生活支援事業	437,110円	441,530円
			障害者就業・生活支援センター事業	437,110円	441,530円
	(2) 知的障害ホーム運営事業	1か所当たり(月額)	管理人に要する経費	223,130円	223,130円
			補修費	7,350円	7,350円

事業		区分		平成14年度	平成15年度(案)	
6 重症心身障害児(者)通園事業	事務費 (月額)	A型		3,255,580円	3,295,600円	
		B型		1,416,590円	1,429,230円	
	事業費 1人 当たり (月額)	A型 B型	生活保護 世帯	16,380円	16,380円	
			一般世帯	7,230円	7,230円	
7 知的障害児(者)相談等事業	(1)在宅知的障害者巡回相談事業	(年額)	指定都市及び指定都市が存在する県	182,800円	182,870円	
			上記以外の県	365,610円	365,740円	
	(2)心身障害者扶養共済制度運営費	(年額)	定額分(1県当たり)		200,000円	200,000円
		取扱 件数分	5,000件未満		100,000円	100,000円
			5,000件以上 10,000件未満		150,000円	150,000円
			10,000件以上 20,000件未満		350,000円	350,000円
			20,000件以上 30,000件未満		500,000円	500,000円
			30,000件以上 40,000件未満		700,000円	700,000円
			40,000件以上 50,000件未満		900,000円	900,000円
			50,000件以上		1,100,000円	1,100,000円
(3)知的障害者療育手帳交付事業	手帳交付件数1件当たり		200円	200円		
8 自閉症・発達障害支援センター運営事業	1か所 当たり (月額)	運営費		2,071,070円	2,087,850円	
		初度調弁費		400,000円	—	

5 平成13年10月1日社会福祉施設等調査の概要

	総数(身障、児童、知的)			身障施設(合計)			肢体更生			視覚更生			聴覚・言語更生			内部更生		
	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者
総数	5,907	260,103	245,052	1,875	54,434	50,156	36	1,498	777	14	1,373	920	3	160	102	6	398	289
国	12	2,130	1,521	10	1,455	937	1	200	140	5	955	618	1	100	52			
北海道	273	14,968	14,339	66	2,778	2,674	1	30	12									
青森県	115	4,939	4,613	36	1,103	1,002												
岩手県	88	3,771	3,627	27	937	914	1	33	19									
宮城県	44	2,636	2,441	9	354	329	1	30	11									
秋田県	64	3,764	3,624	13	554	517	1	30	25									
山形県	64	3,120	2,973	17	716	665	1	35	10									
福島県	58	2,834	2,612	10	440	435												
茨城県	109	5,408	4,842	31	1,264	1,075	1	50	15									
栃木県	85	3,758	3,523	24	694	509	1	40	13									
群馬県	102	4,835	4,713	31	1,068	1,019										1	30	28
埼玉県	216	9,865	9,438	68	1,660	1,495	1	30	29	2	55	34				1	30	0
千葉県	174	7,898	7,268	53	1,474	1,420	1	35	33									
東京都	368	14,569	13,591	147	2,868	2,430	1	50	28	1	44	25	1	30	22	2	199	140
神奈川県	155	6,735	6,390	51	1,063	978	1	35	31	1	24	24						
新潟県	105	3,943	3,753	30	574	549	1	30	13									
富山県	39	1,999	1,805	9	301	268	1	30	3									
石川県	45	1,888	1,766	17	654	587												
福井県	68	3,020	2,811	21	1,000	982	1	40	19									
山梨県	45	2,214	2,003	15	505	489												
長野県	96	4,282	4,109	31	876	844	1	30	15									
岐阜県	61	3,209	2,978	14	382	362	1	30	15									
静岡県	111	5,461	5,218	29	1,220	1,170												
愛知県	166	7,057	6,713	53	1,327	1,248												
三重県	100	3,135	2,919	46	704	685												
滋賀県	79	2,756	2,562	27	445	398	1	35	4									
京都府	88	3,896	3,447	30	670	695	1	30	1	1	90	58						
大阪府	231	9,839	9,203	71	1,425	1,311	1	40	24							1	79	65
兵庫県	160	7,812	7,319	46	1,614	1,467												
奈良県	51	2,177	1,963	15	445	432	1	30	23									
和歌山県	45	1,940	1,798	7	244	211	1	44	15									
鳥取県	50	2,065	1,919	19	490	482												
島根県	60	2,633	2,496	14	517	462	1	50	41									
岡山県	71	2,915	2,756	24	729	681	1	43	17									
広島県	95	4,008	3,820	31	1,197	1,115	1	35	6	1	90	72						
山口県	90	3,839	3,650	29	881	764	1	37	14									
徳島県	56	2,474	2,236	19	459	394	1	30	8	1	30	5						
香川県	40	1,693	1,503	16	517	490												
愛媛県	57	2,353	2,187	19	555	474												
高知県	52	2,254	2,109	17	622	570												
福岡県	180	8,668	8,385	49	1,943	1,910	1	40	31									
佐賀県	50	2,649	2,445	16	485	442	1	30	11									
長崎県	94	4,116	3,991	25	777	740	1	50	22									
熊本県	99	4,641	4,400	31	1,190	1,171	1	40	40									
大分県	77	3,507	3,337	29	1,110	1,019	1	40	8									
宮崎県	48	2,368	2,276	20	698	696												
鹿児島県	91	4,673	4,320	29	1,179	1,126	1	50	23									
沖縄県	73	3,672	3,528	22	1,012	936	1	40	10									
札幌市	71	2,911	2,835	25	506	486												
仙台市	42	1,781	1,722	15	606	566												
千葉市	31	1,002	924	15	293	255												
横浜市	77	3,542	3,250	19	414	310	1	36	31									
川崎市	34	1,150	1,156	12	129	106												
名古屋市	92	3,092	2,910	33	797	773												
京都市	89	2,155	2,043	33	590	520	1	40	17	1	45	30	1	30	28			
大阪市	105	3,247	3,122	45	595	573				1	50	54						
神戸市	51	2,466	2,352	8	249	241												
広島市	46	1,491	1,420	11	235	234												
北九州市	50	2,015	1,963	18	439	433												
福岡市	41	1,483	1,547	13	253	249												
旭川市	24	1,310	1,301	8	270	277												
秋田市	13	618	596	4	145	142												
郡山市	10	350	324	2	50	50												
いわき市	13	638	570	3	100	100												
宇都宮市	14	395	362	4	60	60												
横須賀市	16	580	529	6	145	143										1	60	56
新潟市	16	733	716	6	150	150												
富山市	12	429	429	7	220	215												
金沢市	21	1,116	1,021	6	149	148												
長野市	14	497	454	6	235	204												
岐阜市	16	500	474	6	70	69												
静岡市	12	594	510	5	154	139												
浜松市	15	580	555	5	110	109												
豊橋市	16	593	573	5	128	128												
豊田市	15	565	499	8	235	189												
堺市	19	981	932	4	125	124												
姫路市	19	644	635	6	177	173												
和歌山市	26	782	690	14	351	313												
岡山市	33	1,672	1,566	8	190	189												
福山市	16	580	569	4	90	95												
高松市	13	371	331	6	131	110												
松山市	18	711	707	3	50	50												
高知市	11	240	246	7	60	60												
長崎市	18	753	748	3	110	109												
熊本市	34	1,239	1,182	7	171	159												
大分市	22	620	601	3	20	20												
宮崎市	11	416	402	6	160	147												
鹿児島市	32	1,177	1,157	13</														

	身障小規模通所授産			身障福祉工場			身障福祉センターA型			身障福祉センターB型			在宅障害者リハビリ施設			障害者更生センター		
	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者
総計	26	444	391	37	1,806	1,389	40	0	0	213	0	0	371	0	0	9	620	0
国							1											
北海道				1	35	31				10			3					
青森県				1	50	44	1			3			9			1	80	
岩手県										3			3					
宮城県							1											
秋田県							1			1						1	20	
山形県				1	50	36				2								
福島県										1								
茨城県				2	105	90				2			5					
栃木県				1	50	27							10			1	80	
群馬県										4			4					
埼玉県				1	31	22	1			10			14			1	80	
千葉県										14			7					
東京都	9	159	155	3	150	111	2			45			13					
神奈川県				1	20	15				3			24					
新潟県				1	20	18	1			1			5					
富山県													4					
石川県				1	50	20	1			1			5					
福井県				1	40	38	1						3					
山梨県										1			1					
長野県							1			7			5					
岐阜県							1			2			4					
静岡県				1	80	72	1			2			3					
愛知県				1	100	105				13			14			1	80	
三重県				1	20	18	1			3			24					
滋賀県				1	32	21	1			2			10					
京都府	1	19	13							3			9					
大阪府	1	18	18	1	50	29	1			19			16					
兵庫県				1	50	29	1			3			11			1	80	
奈良県							1			2			1					
和歌山県							1											
鳥取県										1			4					
島根県				1	50	37							1					
岡山県										2			4					
広島県	1	15	13	1	50	46	1			3			7					
山口県	1	15	10	1	50	38	1			2			4			1	80	
徳島県													9					
香川県	1	20	19				1						3					
愛媛県							1			3						1	60	
高知県													3					
福岡県				1	50	46				1			7					
佐賀県	2	38	26							3								
長崎県													8					
熊本県				1	30	14	1						5					
大分県				1	50	39	1						4					
宮崎県										1								
鹿児島県				1	55	43							3					
沖縄県				1	50	45				1			2					
札幌市				1	20	18	1			1			8					
仙台市				1	70	47				2			2					
千葉市	2	38	24							2			3					
横浜市							1						5			1	60	
川崎市										4			4					
名古屋市							2			1			8					
京都市	4	68	63	1	100	78	2			3			4					
大阪市	1	10	10				2			8			18					
神戸市	1	15	10				1											
広島市							1						5					
北九州市	2	29	28							2			2					
福岡市							2			5								
旭川市													1					
秋田市													1					
郡山市										1								
いわき市													1					
宇都宮市										1								
横須賀市													2					
新潟市													2					
富山市							1						1					
金沢市													1					
長野市				1	70	44				1			1					
岐阜市													4					
静岡市													1					
浜松市										1			1					
豊橋市							1						2					
豊田市										1			1					
堺市				2	100	60				1								
姫路市										1								
和歌山市				2	80	68							2					
岡山市													2					
福山市													5					
高松市													1					
松山市										1			1					
高知市										1			2					
長崎市							1											
熊本市				1	50	39				1			2					
大分市													2					
宮崎市													1					
鹿児島市										1			3					

施設名	補装具製作施設			点字図書館			点字出版施設			聴覚障害者情報提供施設			障害児施設(合計)			知的障害児		
	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者
国	23	0	0	74	0	0	13	0	0	24	0	0	825	44,801	37,596	270	14,520	11,927
北海道				3									1	125	71	1	125	71
青森県				1						1			27	1,609	1,243	12	720	625
岩手県				1									13	814	630	7	452	377
宮城県				1									11	485	409	7	290	256
秋田県				1									6	330	219	2	110	88
山形県				1									9	470	384	5	210	198
福島県	2			1									8	270	190	3	90	74
茨城県				1									10	600	391	7	340	267
栃木県				1									18	977	730	11	585	459
群馬県				1						1			10	480	427	4	140	141
埼玉県	1			2									12	691	622	4	174	173
埼玉県	1			2									30	1,805	1,656	7	554	492
千葉県	1			1			1						30	1,371	987	8	406	350
東京都	2			6			6			1			36	2,836	2,686	9	720	604
神奈川県				2						1			23	1,092	934	5	370	307
新潟県				1						1			13	609	517	9	330	268
富山県													10	502	355	2	180	108
石川県													4	170	139	2	90	58
福井県				1									6	225	157	3	85	72
山梨県	1			1						1			6	323	221	2	110	80
長野県	1			1						1			10	470	400	3	120	102
岐阜県													6	325	209	3	190	131
静岡県				1						1			19	908	759	10	490	418
愛知県				1									21	1,182	981	3	280	208
三重県				2									8	415	338	4	205	159
滋賀県				1						1			7	523	431	2	190	123
京都府	1			1									4	370	256	2	160	72
大阪府	1			1			1						46	2,662	2,367	7	360	315
兵庫県	1			1									25	1,475	1,211	7	295	289
奈良県				1									12	530	389	5	220	186
和歌山県													9	410	339	2	130	75
鳥取県	2			1									8	398	263	2	120	114
島根県				2						2			10	395	342	5	200	159
岡山県	1			1									7	270	208	2	110	70
広島県				1									15	658	601	5	160	145
山口県				2						1			13	690	534	5	380	294
徳島県				1									9	470	351	3	160	115
香川県				1						1			3	192	112	2	65	51
愛媛県				1						1			6	330	245	4	160	138
高知県													8	417	351	3	150	124
福岡県				1									23	1,355	1,175	8	565	469
佐賀県				1									8	500	434	3	200	152
長崎県				1									10	725	647	3	100	96
熊本県	2			1						1			11	869	896	6	350	193
大分県				1						1			9	534	503	4	200	182
宮崎県				3			1			1			8	375	299	5	230	187
鹿児島県				1									11	735	472	6	300	226
沖縄県				1									9	470	426	4	120	106
札幌市				2									12	794	747	2	175	158
仙台市													3	180	175			
千葉市	1												4	170	158			
横浜市	1									1			21	930	775	4	140	127
川崎市				1						1			6	290	326	1	50	39
名古屋市	1			1						1			10	384	350	1	84	72
京都市	1						2			1			13	596	554	3	150	123
大阪市				2									15	791	687	3	216	188
神戸市				1									11	510	430	3	130	126
広島市													12	391	346	4	166	143
北九州市				1						1			13	673	617	2	113	98
福岡市				1									9	336	426			
旭川市				1									4	466	458	1	50	49
秋田市													2	90	83	1	60	54
郡山市													2	90	71	1	60	54
いわき市													2	140	74			
宇都宮市	1												3	100	57	1	20	15
横須賀市				1									1	40	30			
新潟市													1	50	32			
富山市				1									1	30	36			
金沢市				1			1			1			4	260	183	1	30	27
長野市													1	30	24			
岐阜市				1									3	140	125			
静岡市													3	210	141	1	50	36
浜松市													2	130	96	1	50	48
豊橋市													4	175	157	2	105	92
豊田市													3	120	120			
堺市													4	230	180			
姫路市													2	70	67			
和歌山市	1			1						1			4	123	96			
岡山市							1						7	715	622	2	170	132
福山市													2	90	87	1	50	42
高松市													1	40	36			
松山市													4	145	138	1	30	23
高知市				1									0	0	0			
長崎市													2	90	66	1	60	56
熊本市													7	330	293	2	150	141
大分市													3	50	44			
宮崎市													1	40	40			
鹿児島市													5	325	322	3	120	117

	自閉症児			知的障害児通園			盲児			ろうあ児			難聴幼児通園			肢体児		
	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者
総 数	7	338	251	239	8,788	8,102	13	351	163	15	497	231	25	848	755	65	5,968	3,600
国																		
北海道	1	44	44	5	195	162				1	30	19				2	280	146
青森県				3	90	91										3	272	162
岩手県				2	80	81										1	65	42
宮城県				3	90	37										1	130	94
秋田県				1	30	30							1	30	30	1	160	86
山形県				3	90	68							1	30	13	1	60	35
福島県										1	110	25				1	110	66
茨城県				2	80	59				1	12	12				1	160	60
栃木県				1	30	19										1	40	19
群馬県				3	100	100										2	144	79
埼玉県				14	469	456							1	30	28	1	90	86
千葉県	1	60	55	11	400	298										1	140	76
東京都	1	40	30	9	361	402				1	30	30	2	70	65	3	370	340
神奈川県	1	40	35	9	310	291										1	50	39
新潟県				2	50	40										1	95	75
富山県				3	90	58							1	30	23	1	70	59
石川県				1	30	32												
福井県				1	30	2							1	30	33	1	80	50
山梨県				2	63	49										1	110	62
長野県				4	120	106										2	190	152
岐阜県				1	25	25										1	90	34
静岡県				5	180	185										2	118	42
愛知県				11	335	295	1	17	17							2	190	114
三重県	1	80	63	1	50	50										1	60	37
滋賀県				2	70	59												
京都府																1	60	34
大阪府	1	42	11	17	780	673										2	270	232
兵庫県				7	230	221										1	220	67
奈良県				2	80	78	1	24	6	1	30	18	1	30	11	1	106	51
和歌山県				1	30	35	1	10	0	1	10	0						
鳥取県				2	60	60	1	28	6	1	52	6				1	98	42
島根県							1	5	3							2	80	72
岡山県				4	130	125												
広島県				3	111	116							1	48	42	1	102	70
山口県				4	120	111				1	40	9				1	40	32
徳島県				3	90	90	1	80	18							1	40	28
香川県																1	127	61
愛媛県				1	30	36										1	140	71
高知県													1	30	20	1	58	31
福岡県				5	150	117	1	20	7	1	20	12				2	170	104
佐賀県				1	30	30										1	70	70
長崎県				2	60	50										1	60	45
熊本県													1	30	31	1	60	45
大分県				1	30	28										2	170	159
宮崎県				2	60	48										1	85	64
鹿児島県				1	20	20	1	30	0	1	65	16				1	90	29
沖縄県																2	80	59
札幌市	1	32	13	4	167	157												
仙台市				2	60	51												
千葉市				1	40	38							1	30	34			
横浜市				8	410	346	1	50	40				1	30	30			
川崎市				3	150	234												
名古屋市				6	200	198				1	30	23	1	30	26			
京都市				6	226	235							1	30	30	1	40	34
大阪市				6	232	195	1	50	47	1	30	30	1	30	30	1	143	119
神戸市				4	200	183							1	40	21			
広島市				2	60	60	1	10	7	1	5	2	1	30	26			
北九州市				6	250	237							1	50	47	1	80	62
福岡市				6	226	292							1	30	31			
旭川市				1	40	38												
秋田市													1	30	29			
郡山市				1	30	17												
いわき市																1	100	34
宇都宮市				1	40	33												
横須賀市																		
新潟市				1	50	32												
富山市				1	30	36												
金沢市				1	50	28										1	120	69
長野市				1	30	24												
岐阜市				1	50	50							1	40	40			
静岡市				1	40	39										1	120	66
浜松市				1	80	48												
豊橋市				1	30	26												
豊田市				1	50	50							1	30	30			
堺市				3	190	140												
姫路市				1	30	29												
和歌山市				2	68	63										1	25	17
岡山市				1	30	30							1	50	49	1	140	88
福山市				1	40	45												
高松市													1	40	36			
松山市				3	115	115												
高知市																		
長崎市				1	30	30												
熊本市				2	60	48	1	20	7	1	20	17						
大分市				1	30	27	1	7	5	1	13	12						
宮崎市				1	40	40												
鹿児島市				1	35	35												

	知的授産(人)			知的授産(通所)			知の小規模通所授産			通勤寮			知的障害者福祉ホ一ム			知的障害者福祉工場		
	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者
総数	229	14,261	13,903	957	36,620	35,856	71	1,221	1,115	121	2,847	2,671	70	871	711	49	1,430	1,228
国																		
北海道	19	1,143	1,120	24	910	912	1	13	10	14	332	332	3	38	36	2	40	44
青森県	3	190	189	23	519	490				2	40	39	1	10	9			
岩手県	3	150	148	16	496	499	1	19	12	2	20	20	3	30	23	2	60	44
宮城県	4	230	225	5	249	239												
秋田県	4	230	230	3	115	118				2	50	42	2	20	20			
山形県	4	356	357	12	352	342	1	15	14	2	44	44						
福島県	2	120	120	10	294	293				2	43	38						
茨城県	6	295	293	12	385	365				2	40	34	1	10	4			
栃木県	3	190	190	12	450	450	1	19	17	4	90	88	1	10	10			
群馬県	2	120	120	18	760	760				6	160	160	3	30	28	1	20	17
埼玉県	8	600	594	43	1,722	1,710				1	30	23	1	10	9	1	20	15
千葉県	7	457	436	14	583	563				1	40	34	2	20	4			
東京都	1	55	55	67	3,028	2,885	20	366	354	6	185	177				1	30	29
神奈川県	6	335	318	18	751	769							2	30	29			
新潟県	1	100	66	21	696	705	2	30	23	1	30	26	4	40	38			
富山県	2	130	130	2	92	89												
石川県	5	257	255	11	360	352							1	12	10			
福井県	3	200	200	14	466	452				3	71	51				5	169	106
山梨県	4	274	275	6	232	162				1	20	20						
長野県	4	425	408	9	267	267							2	20	20	2	40	34
岐阜県	4	363	351	4	175	145	1	15	11	1	20	16	2	20	18			
静岡県	6	332	320	7	298	304	2	37	32	3	60	53						
愛知県	11	100	91	47	2,068	2,047	3	40	43	1	20	20	1	10	9			
三重県	1	40	34	16	546	512				1	30	25	2	30	13	1	30	12
滋賀県	2	105	105	26	835	833				1	28	20						
京都府	4	170	170	25	958	934	2	38	30	1	20	20						
大阪府	5	430	416	54	2,279	2,211	4	60	56	2	40	39						
兵庫県	4	261	259	29	1,297	1,255				4	80	73				1	30	30
奈良県	3	161	158	6	255	241	3	68	46				1	10	9			
和歌山県	2	105	104	14	445	418							1	26	23	1	30	27
鳥取県	5	210	210	5	190	190	1	10	11	1	25	25	1	20	17	1	30	30
島根県	8	431	421	8	267	266	3	57	53				2	29	12			
岡山県	6	325	307	11	326	319				3	70	66	1	19	8	1	20	23
広島県	3	170	170	18	602	572	4	61	57	3	70	71	2	50	46	2	90	79
山口県	3	205	202	12	695	500	1	19	18	3	60	56						
徳島県	2	127	123	4	159	156	3	38	40	2	50	46						
香川県	3	195	179	5	165	145	2	39	31				2	30	16			
愛媛県	1	50	50	7	172	172				2	50	49						
高知県	4	256	257	5	130	128	1	16	16	3	60	57	1	15	15	2	55	40
福岡県	11	808	798	40	1,298	1,254				2	42	41				1	20	20
佐賀県	3	340	259	7	235	236	1	19	15	2	50	46	1	10	10			
長崎県	4	200	202	12	340	351				7	150	145	4	40	24	3	90	87
熊本県	19	540	542	9	270	264				2	40	39	4	70	61	4	150	126
大分県	3	207	202	12	412	405				1	30	30	4	70	51	3	90	73
宮崎県	2	186	182	4	100	99				1	20	20						
鹿児島県	11	570	565	6	160	155							1	10	10	2	45	43
沖縄県	7	400	400	12	510	492							1	10	10	1	30	23
札幌市				7	307	302				3	80	80				1	30	30
仙台市				7	331	331				1	20	15						
千葉市	1	60	52	2	80	69	3	53	48									
横浜市				8	476	473				1	30	27	1	10	8	1	40	40
川崎市	1	50	47	6	305	305							1	10	10			
名古屋市				34	1,193	1,177				2	40	37	2	20	19			
京都市				15	654	681				2	40	26				2	80	76
大阪市				8	305	311	4	50	51	1	20	20	1	10	9			
神戸市	2	110	110	12	677	660	3	32	32									
広島市	1	30	30	6	240	232				2	50	39	1	10	8			
北九州市	1	50	50	8	348	359				2	50	50				2	51	50
福岡市				7	362	344				1	27	27						
旭川市	1	69	69	5	217	218				1	20	20						
秋田市	1	50	50	1	45	45	1	64	59									
郡山市				1	30	30	2	30	24									
いわき市				1	70	70							1	30	31	1	10	9
宇都宮市				3	95	95												
横須賀市				2	100	80												
新潟市				4	233	234												
富山市				1	59	59							1	10	9			
金沢市				5	192	188				1	25	24						
長野市	1	50	50	4	82	80												
岐阜市	1	70	70	3	90	91				1	20	11						
静岡市				1	60	60												
浜松市				3	110	114												
豊橋市				3	120	120				1	20	18						
豊田市																		
堺市				7	476	482							1	10	6			
姫路市				6	219	218												
和歌山市				5	160	137												
岡山市	1	50	49	7	200	196				1	20	19						
福山市	1	70	62	2	110	110				2	40	39				1	20	19
高松市	1	30	29	4	150	136												
松山市	2	120	121	2	60	62							1	10	10			
高知市				2	95	91												
長崎市	1	66	66	4	180	181	1	13	12	1	20	20	1	10	10			
熊本市	1	46	46	5	135	140				2	50	49	1	10	10	2	60	53
大分市				6	195	195				1	35	34	1	20	11	3	60	58
宮崎市	1	86	86	2	80	80												
鹿児島市	2	110	110	3														

6. 心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画 (平成15年度)

講習会名	受講対象者	講習期間	ご案内先
1 第33回 摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・肢体不自由児通園施設等で摂食指導に携わっている職員	4月24日(木)～4月26日(土) (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
2 第26回 重度・重症児(者)医療介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の医療・日常介護に携わっている療育職員	5月12日(月)～5月15日(木) (4日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
3 第25回 看護指導講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設の主任看護師・病棟師長およびこれに準じる職員	5月26日(月)～5月30日(金) (5日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設
4 第2回 障害児者のプール指導講習会	障害児(者)のプール指導に携わっている職員	6月4日(水)～6月6日(金) (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
5 第34回 摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・肢体不自由児通園施設等で摂食指導に携わっている職員	6月12日(木)～6月14日(土) (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
6 第54回 重症心身障害児(者)施設看護師講習会	重症心身障害児(者)施設の看護師・准看護師(経験年数3年以上)	6月23日(月)～6月27日(金) (5日間)	重症心身障害児者施設
7 摂食指導講習会 (基礎と実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・肢体不自由児通園施設等で摂食指導に携わっている職員	7月1日(火)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
8 第14回 東京コースボバースアプローチ卒業8週間講習会	PT, OT, STおよび医師で脳性麻痺児の治療・訓練に携わり今後もその分野に従事する職員。(経験年数3年以上)	7月7日(月)～8月29日(金) (8週間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
9 第55回 重症心身障害児(者)施設療育職員講習会	重症心身障害児(者)施設の保育士・児童指導員・介護福祉士・療育員等(経験年数3年以上)	9月8日(月)～9月12日(金) (5日間)	重症心身障害児者施設
10 摂食指導講習会 (診断と評価)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・肢体不自由児通園施設等で摂食指導に携わっている職員で(基礎・実習)講習会を受講済みの者	9月19日(金)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
11 第11回 福祉相談関係職員講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・肢体不自由児通園施設等関連機関の福祉相談関係職員	9月24日(水)～9月26日(金) (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
12 第27回 重度・重症児(者)医療介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の医療・日常介護に携わっている看護師・准看護師(経験3年以上以内程度)	10月6日(月)～10月9日(木) (4日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
13 第39回 肢体不自由児施設等療育職員講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・肢体不自由児通園等の保育士・児童指導員・心理指導員等(経験年数3年以上)	10月20日(月)～10月24日(金) (5日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
14 第11回 重症障害児(者)医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わっている看護師	金、土、日 (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
15 第72回 肢体不自由児施設等看護師講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・肢体不自由児通園等の看護師・准看護師(経験年数3年以上)	11月17日(月)～11月21日(金) (5日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
16 第28回 重度・重症児(者)医療介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の医療・日常介護に携わっている職員(職種は問わない)	12月1日(月)～12月4日(木) (4日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
17 摂食指導講習会 (基礎と実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・肢体不自由児通園施設等で摂食指導に携わっている職員	1月20日(火)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
18 第36回 幼児通園療育職員講習会	幼児通園療育(障害児通園施設・障害児保育を行っている保育機関等)に携わっている職員(保育士・児童指導員等)	1月26日(月)～1月30日(金) (5日間)	肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設
19 第35回 摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・肢体不自由児通園施設等で摂食指導に携わっている職員	2月5日(木)～2月7日(土) (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
20 第12回 重症障害児(者)医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わっている医師	土、日 (2日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設
21 摂食指導講習会 (診断と評価)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・肢体不自由児通園施設等で摂食指導に携わっている職員で(基礎・実習)講習会を受講済みの者	3月26日(金)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設

* ご案内先の対象施設以外で、開催要項をご希望の方は、講習期間の2ヶ月前頃にご請求ください。

* 給食関係職員講習会は隔年の開催です(平成16年度開催予定)。

心身障害児総合医療療育センター内 療育研修所 (TEL 03-5965-1136 FAX 03-3959-7648)